

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月27日（金） 14時00分から14時53分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員（15人・議席番号順）

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 又 村 克 茂

委員 15名

4. 欠席委員 1名

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 6 議案2 利用権の途中解約について（農地法第3条）
- 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 9 議案5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 10 議案6 現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 24 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。12 番 中村委員より欠席の届が出ています。 議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 11 番 本元委員、13 番 本郷委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号、資料により報告)
議 長	説明が終わりました質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。 報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 9 件です。1 番から 8 番までは江部乙地区の土地改良事業に伴い新地番に変更になったことから解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。 1 番、江部乙町 番 他 1 筆、 さんと さんの解約です。 2 番、江部乙町 番 他 3 筆、 さんと さんの解約です。

		3 番、江部乙町 番 、 さんと さんの解約です。 4 番、江部乙町 番 他 2 筆、 さんと さんの解約です。 5 番、江部乙町 番 他 4 筆、 さんと さんの解約です。 6 番、江部乙町 番 他 4 筆、 さんと さんの解約です。 7 番、江部乙町 番 、 さんと さんの解約です。 8 番、江部乙町 番 他 6 筆、 さんと さんの解約です。 9 番、江部乙町 番 の内、 さんと の一部解約です。貸主の申出により、 さんの農地を農業用倉庫として 5 条転用するため貸借農地を一部解約します。以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		なしということで質疑意見を終了いたします。
		議案第 1 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。
		議事日程 6 番、議案第 2 号、利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。議事日程 7 番、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 2 号、利用権の中途解約の届出について説明します。 今月は 1 件です。江部乙地区の土地改良事業に伴い、新地番に変更になったことから農地法第 3 条使用貸借を解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。 1 番、江部乙町 番 他 7 筆、 さんと さんの解約です。 本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は 6 件です。 1 番、江部乙町 番 他 2 筆、地目「田」、4,757 m ² 、「畑」、35,041 m ² 、 さんから さんへの売買です。10a 当り、5,000 円、総額 200,000 円です。 さんは でも知られる企業ですが、市内で を飼育しておりますが市内農地での経営規模拡大を考えていたところ、コロナ禍で一時頓挫しておりましたが、このたび事業拡大し、江部乙町東 丁目の から東側の、農地一帯を大規模な 、 とすべく農地法 3 条による売買を行うものです。平成 22 年に所有者が亡くなっており、相続されないままでしたが、今回譲渡の話が持ち上がったことから、相続して今回売却することとなったものです。 2 番、東滝川 278 番 1 他 3 筆、地目「田」、16,330 m ² 、 さんから さんへの賃貸借です。10a 当り、10,000 円で賃貸借します。これまで農用地利用集積計画で賃貸借していたものです。当初あぜ道の改修を自分でやるので今年度は貸さないということだったのですが、急遽本人の都合により貸すことになったことから、更新することとなったものです。 3 番から 6 番までは、江部乙西地区の土地改良事業の完了に伴い新地番に変更になったことから引き続き貸借するものです。 3 番、江部乙町 番他 13 筆、 さんと さんの賃貸借です。10a 当り、11,500 円です。 4 番、江部乙町 番、 さんと さんの賃貸借です。10a 当り、8,000

議 長 各 委 員 議 長	円です。 5 番、江部乙町 番他 6 筆、 さんと さんの賃貸借です。10a 当り、6,000 円です。 6 番、江部乙町 番 他 11 筆、 さんと さんの使用貸借です。以上、よろしくご審議をお願いいたします。 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 8 番議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件、使用貸借 2 件です。 1 番、朝日町東 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん、 さん。転用面積 484 m²。第 1 種低層住居専用地域です。 転用目的は一般住宅の建設です。 別添 3 号参考資料 9 に位置図、施設の概要を記載しております。工期は議案 4 号備考欄のとおりです。 2 番、一の坂町東 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 932 m²。第 1 種住居地域です。 転用の目的は一般住宅の建設です。 別添 3 号参考資料 10 に位置図、施設の概要を記載しております。工期は議案 4 号備考欄のとおりです。 3 番、新町 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 。転用面積 1732 m²、準工業地域です。 転用目的は事業用車両の駐車場造成です。

議 長 各 委 員 議 長 各 委 員 議 長 説 明 員	別添 3 号参考資料 11 に位置図、施設の概要を記載しております。工期は議案 4 号備考欄のとおりです。 4 番、江部乙町 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 。転用面積 2829 m²、白地域区域です。 転用目的は農機具収納庫の建設です。 別添 3 号参考資料 12 に位置図、施設の概要を記載しております。工期は議案 4 号備考欄のとおりです。 以上ご審議のほどよろしく申し上げます。 説明が終わりました質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 4 号については、原案のとおり決定いたします。 議事日程 9 番、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めます。 議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は貸借権設定が 16 件、所有権移転が 5 件です。貸借権設定の 1 番から 4 番までは農用地利用集積計画の期間満了に伴い、中間管理事業で引き続き貸借の更新、貸借権設定の 5 番から 16 番までは江部乙西地区の土地改良事業の完了に伴い新地番に変更になったことから引き続き貸借するものです。 1 番、2 番、滝の川西 丁目 番 他 1 筆、地目「田」、3,101 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、使用貸借のため 0 円です。 3 番、4 番、二の坂町東 丁目 番 他 7 筆、地目「田」、2,840 m²、「畑」15,785 m²、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」、8,000 円、「畑」4,000 円で
---	--

	す。 5 番、6 番、江部乙町 番他 2 筆、地目「田」、28,433 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 9 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 7 番、8 番、江部乙町 番他 1 筆、地目「田」、26,422 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 9 番、10 番、江部乙町 番他 1 筆、地目「田」、19,291 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 11 番、12 番、江部乙町 番他 9 筆、地目「田」、61,898 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して寺崎正晃さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 13 番、14 番、江部乙町 番他 4 筆、地目「田」、40,595 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 15 番、16 番、江部乙町 番他 3 筆、地目「田」、33,233 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 次に所有権移転になります。 17 番、18 番については、あっせん常任委員より後ほど説明がございました。 19 番、江部乙町 番 他 2 筆、「田」面積 46,324 m²、「畑」1,057 m²、北海道農業公社から さんへの所有権移転です。令和 2 年 11 月のあっせん常任委員会で、 さんから さんへの農地のあっせんが成立しましたが、購入者である さんから、今すぐに購入するのは難しい旨の申出があったことから、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、北海道農業公社が買い受けし、 さんに売買価格 17,655,000 円の 2 %、年 353,100 円で賃貸借していたものですが、期間満了により買い
--	---

議 長 宮 森 委 員	入れすることになりました。令和2年当時は、農業経営基盤強化促進法に基づき貸借していましたが、今回は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき所有権移転することとなります。 20番、江部乙町 番 他3筆、「田」面積42,365㎡、「畑」777㎡、北海道農業公社から さんへの所有権移転です。令和3年1月のあっせん常任委員会で、 さんから さんへの農地のあっせんが成立しましたが、購入者である さんから、今すぐに購入するのは難しい旨の申出があったことから、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、北海道農業公社が買い受けし、 さんに売買価格16,137,000円の2%、年322,740円で賃貸借していたものですが、期間満了により買い入れすることになりました。 21番、江部乙町5376番、「田」面積27,853㎡、北海道農業公社から さんへの所有権移転です。令和2年12月のあっせん常任委員会で、 さんから さんへの農地のあっせんが成立しましたが、購入者である さんから、今すぐに購入するのは難しい旨の申出があったことから、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、北海道農業公社が買い受けし、 さんに売買価格8,587,000円の2%、年171,740円で賃貸借していたものですが、期間満了により買い入れすることになったものです。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。 17番、18番について、滝川東地区あっせん常任委員会の宮森副委員長から説明をお願いします 滝川東地区あっせん常任委員会結果報告をします。 申請番号1番売手 さんから滝川市北滝の川 番 他1筆「田」13,335㎡の売渡のあっせんの申出が令和7年4月18日にありましたので、北滝の川（あけぼの）農事組合に農地あっせんの申出受付をしたところ、買手として さんからの買受のあっせん申出がありましたことから、滝川東地区あっせん常任委員会を6月13日9時16分市役所3階302
---------------------------	---

	会議室で開催いたしました。 出席者は、売手が さん、買手が さん。委員は滝川東地区委員 6 名が出席し、事務局は、2 名の出席であっせんを行いました。結果としてあっせんは成立となりました。 あっせん結果の内容は、面積「田」11,623 m²、「田」1,712 m²、土地条件は、重粘土質土壌。価格は反当たり 15 万円、10 万円で総額が 1,914,000 円となりました。附帯物件はありません。 以上、あっせんとなりましたので報告します。 説明が終わりました。先に議案 5 号所有権移転申請番号 21 番を除く 20 件の質疑意見を求めます。
議 長	(なしの声あり)
各 委 員	質疑、意見を終了いたします。所有権移転申請番号 21 番を除く 20 件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	所有権移転申請番号 21 番を除く 20 件について、原案のとおり決定といたします。
議 長	次に申請番号 21 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、委員の退席をお願いします。(退出 14:38)
	申請番号 21 番についての質疑、意見を求めます。
	(なしの声あり)
各 委 員	申請番号 21 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	議案第 5 号申請番号 21 番については原案のとおり決定といたします。
議 長	委員の入室をお願いします。(入室 14:39)
	議事日程 10 番、議案第 6 号現況証明願についての説明を求めます。
	議案第 6 号、現況証明願について説明いたします。今月は 3 件です。
説 明 員	1 番、江部乙町東 丁目 番 、 番 、登記地目「畑」、面積は 511 m²。現況は「砂利道」として利用されています。所有者は、 さん

議 長 各 委 員 議 長 各 委 員 議 長 説 明 員 議 長	です。 一度も耕作歴がなく、現在に至るまで砂利道として利用してきたため、地目を「公衆用道路」に変更したく現況証明願の届出となりました。 議案 3 号参考資料の最後に右上に議案 6 号No.1 と書かれた簡単な図面を添付しておりますので、イメージとしてお目通し願います。 2 番、江部乙町 番 、登記地目「宅地」、面積は 1052 m²。現況は「田」として利用されています。所有者は、 さんです。 登記地目「宅地」を「田」に変更したく現況証明願の届出となりました。 3 番、江部乙町 番 、登記地目「宅地」、面積は 1224 m²。現況は「田」として利用されています。所有者は、 さんです。 登記地目「宅地」を「田」に変更したく現況証明願の届出となりました。 現地確認は、備考欄に記載する日付及び3名の農業委員さんで行っております。 以上ご審議のほどよろしく願います。 説明が終わりました。議案第 6 号について質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 6 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 6 号について、原案のとおり決定とします。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたら願いいいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり) その他、事務局から願いいいたします。 (行事日程について資料に基づき報告) 第 25 回総会は 7 月 29 日 14 時からで決定します。
--	---

	以上をもちまして、第24回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。 皆さんご苦労さまでした。（14：53）
--	---